

○ 財務省令 第三百七十九号
平成二十九年九月十五日付
平成三十号
条件等を次のとおり告示する。
行省告示第二百七十九号
に關する省令(昭和五十七年大蔵
第五条第十一項の規定に基づき、
五十日以内に発行した利付国債の發

行省告示第二百七十九号
に關する省令(昭和五十七年大蔵
第五条第十一項の規定に基づき、
五十日以内に発行した利付国債の發

の法律発行號名稱及び根拠記

の法律発行號名稱及び根拠記

四 三 二 一 行 平 省
發行方法 用振替法の適

し定あ争争う札価振の以律社六一法会一るた運十財十利
、めつ入入。へ格替適下「振替法」(平成十三年法律第七十五号)
価らて札札に以を機用を、二、第ニに「律のに号法」(昭和二十一年十二月三十日)に
格され、と發によ下競争は受ける。第三條(昭和二十一年十二月三十日)に
競争た當時「発行価に付ける。」とある。第三條(昭和二十一年十二月三十日)に
利入札競争にと行格付ける。日本銀行も「振替法」(平成十三年法律第七十五号)
入札をそのにいへ入わう以争て行のう。」とある。第三條(昭和二十一年十二月三十日)に
にそのにいへ入わう以争て行のう。」とある。第三條(昭和二十一年十二月三十日)に
て利お入価価一れる、の規則は「振替法」(平成十三年法律第七十五号)
募率い札格格とる。そ規則は「振替法」(平成十三年法律第七十五号)
入とてで競競い入の定。

五

ハロイ
方募

別債行争非者特国札非
 参市及入価・別債発競
 加場び札格第参市行争
 者特国発競I加場入
 入価法入
 札格決
 発競定
 行争の

込募各割各当も各
 み限国り申ての申
 の度債當込るか込
 応額市てみ。らみ
 募の場るのその
 額範特。応のう
 を圃別募応ち
 割内参額募応
 りに加を額募
 当お者案を価
 ていご分順格
 るてとに次の
 。各のよ割高
 申応りりい

争市る参てしひ価一を場で競競とて価の
 入場も加、た価格国定特あ争争す得格決
 札特の者財後格競債め別つ入るらを定
 発別にご務に競争市る参て札札もれ募を
 行參よと大行争入場も加、と發のる入受
 一加るに臣わと者發応がれ札發別にご務時一よ格にた
 の行參よと大にとるをよ各
 い・行募各るう第へ限國入と者發応がわう行の加込
 う第へ限國入と者發応がわう行の加込
 非下額市札のい・行募各れ。(發重み
 価一を場で決う第へ限國る、行平の
 格国定特あ定。I以度債入価下価均應
 競債め別つを及非下額市札格非格し募

六

イ

発

者 特 国	札 非	入 價	入 價	・
・ 別 債	發 競	札 格	行 札 格	第
第 参 市	行 争	發 競	發 競	II
I 加 場	入	行 争	額 行 争	非

た条特でた条特で利第六額た条千はづ律七面行第公必六つ定う額
利第別四利第別千付一百で利第五、き第十金し三債要億いにち面
付一会百付一会百国項八一付一百額發四万額た条のな六て基、金
国項計万国項計九債の十兆国項七面行十円で利第發財百はづ財額
債のに円債のに十に規万四債の十金し六、八付一行源七、き政で
に規関に規関四つ定円千に規万額た条特百国項のの十額發法一
つ定すつ定す億いに、二つ定円で利第別六債の特確万面行第兆
いにるいにる二て基同百いに、千付一会十に規例保円金し四七
て基法て基法百はづ法六て基同百国項計四つ定にを、額た条千
、づ律、づ律十、き第十はづ法四債のに億いに關國財で利第八
額き第額き第万額發六七、き第十に規関五て基する政三付一百
面發四面發四円面行十億額發四七つ定す千はづるた運百国項十
金行十金行十金し二九面行十億いにる八、き法め當三債の億
額し七額し七額た条千金し七三て基法百額發律のに十に規円

十	九	八	二	ハ	口	イ	七		二
發		振額最				払			
行	替	低行争非者特国行争非者特国札非入価込				行争非者特国行争非			
單	額	入価・別債	入価・別債	発競札格金		入価・別債	入価		
面	札格第參市	札格第參市	行争發競	金		札格第參市	札格		
位	金	發競II加場	發競I加場	入行争額		發競II加場	發競		
平す額の振	五	千二	千四	四十一		でた条特		で	
成るの記替	万	円千	円千	百二兆		二利第別		四	
二。整載法	円	五	二	二万七		千付一會		千	
十数又の		百	百	万円千		五国項計		百	
十九倍は規		五	一	四八		百債のに		八	
年の記定		十	億	十百		四に規関		十	
九年九月	金録に	三	九	円九		十つ定す		一	
額はよ		億	千	十九		一いにる		億	
十五	に、る	七	四	九		億て基法			
日	よ最振	千	百	億		円、づ律			
	る低替	三	六	千		額き第			
	も額口	百	十	七		面發四			
	の面座	四	八	百		金行十			
	と金簿	万	万	九		額し七			

十
六
五
十
四
十
三
二
口
イ
一

償 償 後 第 初 利 入 価 ・ 別 債 行 争 非 者 特 国 札 非 入 価 発
還 還 の 二 期 札 格 第 参 市 及 入 価 ・ 別 債 行 發 競 札 格 行
金 期 利 期 利 發 競 II 加 場 び 札 格 第 参 市 行 争 發 競 価
額 限 予 以 子 率 行 争 非 者 特 国 發 競 I 加 場 、 入 行 争 格

額 平 利 て を 每 す 次 そ が 金 と 年 一 額 格 錢 額
面 成 子 、 支 年 る 号 の 銀 額 し 成 ○ 厘 面 五 面
金 三 を そ 払 三 期 及 翌 行 を 、 三 金 厘 金
額 十 支 の 期 月 日 び 営 休 支 次 十 一 額 以 額
百 一 払 日 と 十 に 第 業 業 払 の 年 パ 百 上 百
円 年 う 以 し 五 つ 十 日 う 算 三 ト 円 の 円
に 九 。 前 、 日 い 五 に に 。 式 月 セ に そ に
つ 月 六 各 及 て 号 支 当 た に 十 ン つ れ つ
き 十 月 支 び 同 に 払 た だ よ 五 ト き ぞ き
百 五 間 払 九 じ お う る し り 日 百 れ 百
円 日 に 期 月 い へ と 、 算 を 円 の 円
属 に 十 て 以 き 支 出 支 五 応 四
す お 五 規 下 は 払 し 払 十 募 十
る い 日 定 、 期 た 期 錢 価 九

額面金額 $\times \frac{0.1}{100} \times \frac{2}{1}$

十
九
八
七

払者入払元
込札場利
期參所金
日加支

平財日本
成務銀行
二十大臣
九年から
九月通知
十月を受
五日受け
日た者